

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業	・	・	法人名	
年度	・	・		

別表六(十八) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額		1	円			
事業	種	目	2			
資	設	備	の	種	類	3
	産	機	械	等	の	名
区	取	得	年	月	日	4
分	取	得	年	月	日	5
	事	業	の	用	に	供
取	取	得	価	額	又	は
得	取	得	価	額	又	は
	法	人	税	法	上	の
	差	引	改	定	取	得
額	差	引	改	定	取	得
法人税額の特別控除額の計算						
取	得	価	額	の	合	計
税	額	控	除	限	度	額
当	期	の	所	得	に	対
償却費として損金経理をした金額の計算						
減	価	償	却	資	産	の
損	益	計	算	書	に	計
剩	余	金	の	処	分	の
比較取得資産総額等の計算						
前	事	業	年	度	又	は
適用対象年度の月数		前事業年度又は前連結事業年度の月数		23	円	
比	較	取	得	資	産	総
比	較	取	得	資	産	総
機 械 等 の 概 要						

別表六（十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の2第2項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 3 「機械等の概要」には、その機械等が、生産等資産である機械及び装置に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。